

# 生活福祉資金における緊急小口資金等の 特例貸付の受付期間が11月まで延長されました (新型コロナウイルス特例貸付)

令和3年8月末としていた申請受付期限を、令和3年11月末まで延長されました。

(受付は、要予約)

なお、対象者に応じて、申請可能な貸付の種類があり、ご注意ください。

(問い合わせして確認ください。)

(貸付には審査があります。)

## 緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

- ◇ 対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、  
緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- ◇ 貸付上限額 20万円以内
- ◇ 据置期間(償還開始までの期間) 1年
- ◇ 償還期間 2年以内(24回)
- ◇ 貸付利子 無利子

## 総合支援資金

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

※原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

- ◇ 対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に  
困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- ◇ 貸付上限額 ・2人以上世帯 月20万円以内  
・一人世帯 月15万円以内
- ◇ 貸付期間 原則3カ月以内
- ◇ 据置期間(償還開始までの期間) 1年
- ◇ 償還期間 10年以内
- ◇ 貸付利子 無利子

お申込みには、住民票(世帯全員分、続柄を省略しない)、身分証明書(運転免許証、健康保険証等)、振込先の通帳の他に、給与の減収や失業したことが分かる資料が必要となります。(初回のみ その他、感染対策でボールペンを持参してください。)

## お問い合わせ・予約先

糸島市社会福祉協議会 TEL 324-1660

住所：糸島市潤一丁目22番1号(糸島市健康福祉センターあごら内 ※月曜日休館)

受付時間 火曜日から日曜日 8:30~17:00